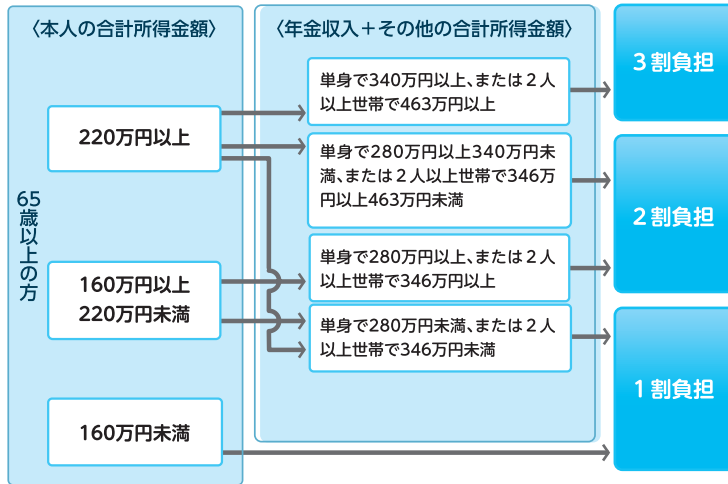


介護保険認定を受けられている方に 介護保険負担割合証を送付します

介護保険の認定を受けている方に、平成30年8月1日以降の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を送付します。負担割合については、左の表のとおり所得や世帯構成によって決まります。なお、平成30年8月1日より、一部所得の高い方は3割負担となりますので、介護保険負担割合証が届きましたら記載されている負担割合を必ずご確認ください。

利用者負担判定の流れ



※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

【お問い合わせ先】
市介護福祉課介護認定給付担当(市役所1階⑦番窓口) ☎ 32・3507 / FAX 35・0272
Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

介護保険負担限度額認定の更新申請を受付しています

介護保険負担限度額認定の更新申請を受付けています。現在認定を受けている方も引き続き認定を希望される場合、毎年申請が必要となっていますのでご注意ください。適用要件は一覧のとおりです。なお、現在認定を持っていない方の新規申請は、随時受付けています。

利用者負担段階と負担限度額

負担段階	対象者	負担限度額(月額)			
		部屋代	食費		
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税を課税されていない方で年齢福祉年金を受給されている方 生活保護などを受給されている方 	多床室	0円	300円	
		従来型個室	特養等		320円
			老健・療養等		490円
		ユニット型個室の多床室	490円		
ユニット型個室	820円				
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 	多床室	370円	390円	
		従来型個室	特養等		420円
			老健・療養等		490円
		ユニット型個室の多床室	490円		
ユニット型個室	820円				
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税を課税されていない方で上記「第2段階」以外の方 	多床室	370円	650円	
		従来型個室	特養等		820円
			老健・療養等		1,310円
		ユニット型個室の多床室	1,310円		
ユニット型個室	1,310円				
第4段階	上記以外の方	負担限度額なし(施設との契約額を支払うこととなります)			

【お問い合わせ先】

市介護福祉課介護認定給付担当(市役所1階⑦番窓口) ☎ 32・3507 / FAX 35・0272
Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp